

経済教室

西川 郁生 慶応義塾大学客員教授

ポイント

- ・日本は連結財務諸表で任意適用積み上げ
- ・米会計基準やIFRSはのれん償却不要
- ・IFRS定着へ監査法人も信頼感高めよ



にしかわ・いくお 51年生まれ。東京大経卒。企業会計基準委員会(A S B J)前委員長

『国際会計基準』の現状と課題

信頼感醸成、適用拡大の鍵

上場企業などが公表する財務報告の主たる目的は、投資家の意思決定に有用な情報を提供することと見られる。その際に会計基準は、財務報告が投資家の意思決定に有用となるように導く役割を担う。

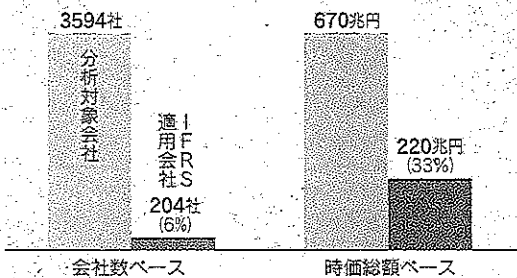
20世紀後半には、主要各国が諸法規と同様に、自国で会計基準を作成していた。意思決定に資する会計基準は一律に決まるものではないことが、その後の国際財務報告基準(IFRS)による会計基準の統合を阻む一因と考えられる。基準の統合を通じて財務報告の比較可能性が高まれば、投資家にとっての利便性が高まることは間違いない。

一方で投資家の関心は基準の統一より、情報開示の拡大にあるという現実もある。

IFRSについては、2001年設立の国際会計基準審議会(IASB)が、それぞれでの国際会計基準(IAS)を策定し入れたうえで、基準の調和を図っている。05年に欧州の市場統合のインフラとして強制適用されたこと、07年に米国市場で国外企業が米国基準の利益への調整計算をすることなどを利用できる初めての基準となつたことなどが、

IFRSは国際基準としての地位を固めた。ただし米国市場では国内企業のIFRS適用は認められていない。各国・地域でIFRS適用の可否を決定するのは今後も全

東証上場企業におけるIFRS適用状況 (2018年6月末)



(注)出所は東証。IFRS適用会社には適用済み会社、適用決定会社、適用予定会社を含む

のれん償却など溝埋めよ

IFRSには日本でも受け入れの積み上げを進めている。

IFRSには日本でも受け入れの積み上げを進めている。有株式の時価評価差額や外債建て資産の換算差額などで構成される「その他の包括利益」(OCI)のリライザイクリング(純利益への組み替え調整)の2つを挙げる。

超過収益力と意味づけられるのれんに、企業努力により自己創設されるものは償借対照表(BS)の資産計上減損処理に受変化した。

「のれん償却」(費用計上)の原価を支払ったことが多く、差額は将来の超過利益を償却するものといえる。この差額は会計上何らかの処理が必要で、識別不能ののれんとして資産計上される。

のれんの事後の会計処理としては、以前ほどの基準でも償却されていた。01年に公表された米国基準はもとより、「持ち分プーリング法」を廃止するための改定だった。この処理は合併会社のBSを単純計算するもので、のれんの計上や償却を回避するために乱用されていた。のれん償却維持の章を公表後に開催された来議会の公聴会で議員の提唱を受け入れ、必要時に資産価値を切り下げる「非償却減損処理」に変更した。

一方、日本の会計基準では毎年償却し、費用として処理していく。日本が償却を支持してきた理由は保守主義によるものではない。購入によるのれんは経過とともに減り、それを補う企業努力で維持されるから、償却しなくてもBS上ののれんが自己創設ののれんに置き換えられるという考えによるものだ。

米国会計基準をつくる組織は、非償却による自己創設ののれんの発生を認めないことで、それを例外的に許容することにした。次いでIASBが米国のコンパージェンス(共通化)の取り組みで、米国にそえる形で03年に基準改定した。この結果、IFRSに基づく非償却処理は巨額の減損処理が埋められなくなるといえる。

この結果、IFRSに基づく非償却処理は巨額の減損処理が埋められなくなるといえる。日本主張は経済界にも支持されてきたが、その一方で経済界は、欧米企業が償却不要なのに日本企業が償却すれば、競争上の不公平が生じると主張している。大型M&A実施企業がほぼIFRSを採用している実態もある。

会計の役割には投資の回収計算がある。損益計算を通じて、投資額はいずれ全額回収されるのが求められる。のれんが生じた事業に売却予定がない場合、減損は失敗認識時の処理なので、通常は償却しか投資回収手段はない。

また日本では、非市場時に自社株式をファンドに買わせるのれんを生じさせ、次にファンドと合併することで上

場した企業が複数ある。自己創設まがいのがれんがIFRSに基く非償却で資産計上されることで、債務超過を免れてきた事例もある。今後、歯止めをかけるべきだ。

一方、OCIのリライザイクリング問題は相当専門的だ。会計上の増減や配当などの資本取引を除き、資産の増加や負債の減少は同額の利益を生む。これをクリーンスターパス(CS)関係という。当期純利益でCS関係が崩れたのは、資産等の評価差額について、損益計算書を通さずに資本直入する処理が生じた時からだ。

資本直入額は後にOCIと呼ばれ、OCIを含んだ利益は包括利益と呼ばれる。包括利益は資産負債の増減とCS関係にある。OCIが消滅した時、リライザイクリングすることで超長期で純利益は包括利益と一致する。純利益が最終利益となるにはリライザイクリングが必要となるが、IFRSではリライザイクリングとノンリライザイクリングとを併用している。

今後こうした考え方の違いが埋まるとは、日本の市場関係者のIFRSへの信頼感や安心感の醸成となり、適用拡大の一助になるだろう。

IFRS適用企業の時価総額は東証時価総額の3分の1程度である一方、適用企業数は10%にも満たない(図参照)。いきなり強制適用を求めるとは、適用企業数が少なすぎるのは明らかだ。任意適用を通じてIFRSの定着は本来、先行適用企業が在外子

会社を含めた経営管理でのIFRSの利便性を啓蒙することなどで達成されるものだろう。企業は利益に敏感だ。

適用企業の一部はIFRSの単体適用を求めている。リスト負担が軽減すれば適用拡大につながるかもしれない。単体が連結の構成部分であることを考えれば、同一企業の連単同一基準適用は理にかなう。ただ単体IFRSには配当規制や税制上の中立的な扱いが必要になり、連結上の制度設計の難易度が高い。

単体の道を開くなら、IFRSの初度適用基準(適用当初にBSに一定の時価評価等を求めるもの)でなく、BS数値が継続する方法が考えられる。数字のリセットがなければ連結を含め移行のハードルは低くなる。初度適用基準を巧みに使えば、過去の会計不正事件の多くは表面化せずに洗浄できたとの声もある。

初度適用基準によらない場合、一定期間はIFRS準拠と同等でないことが、一定期間経過後にIFRS準拠と呼べる道を開くべきだと考ええる。

最後にIFRS定着には監査法人への信頼感が重要だ。企業には、判断の難しい事案について監査法人が欧州などの系列事務所におっかがいをして、その結論を押し付けてくれないかという懸念があるようだ。日本の法域でIFRSを取り込んだ以上、監査判断や市場監視上の判断は、国内で自律的に決められるべきものである。